

## 米国における戦略的な知的資産活動の推進

NECでは、海外現地法人を含むNECグループが一体となって、事業に資する戦略的な知的資産活動をグローバルに推進するため、中国、欧州及び北米にそれぞれ海外知的資産センタを設置しています。

本稿では、米国における知的資産に関する状況を説明するとともに、北米知的資産センタの活動についてご紹介します。

### 米国における知的資産状況

米国における特許出願件数は、日本とは対照的に、年々増加しています\*1。また、2007年における日本・欧州・中国・韓国から他国への特許出願は、いずれも米国へのものが最も多い\*2というデータがあります。これは、各企業、特に国外企業が米国特許を重視し、その取得に注力していることを如実に示すものです。この出願件数増に対し、米国特許商標庁（USPTO）は現在、審査官の増員や特許審査ハイウェイ\*3などの数々の施策により審査の促進と質の向上を図ろうとしています。

特許の活用においては、近年ソフトウェア分野を中心にパテントコモنز\*4という新たな概念が導入・活用され始めています。また、一部の大手IT企業によりオープンソース・ソフトウェアの開発や特許が開放されるようになりました。このような活動により、市場の拡大やイノベーションの促進を図ることが期待されています。一方、クラウドコンピューティングやスマートグリッドなどの先進的な技術に関しては、米国の標準化団体、IEEEやANSIを中心にその標準化活動が活発化しています。

### 北米知的資産センタの活動紹介

グローバルイノベーションカンパニーを目指すNECにとって米国市場は非常に重要なマーケットであり、NECは北米における知的資産活動をさらに強化するため、2007年9月に北米知的資産センタを開設しました。

以下に、北米知的資産センタの主な3つのミッションと活動内容について説明します。

#### (1) 米国特許の戦略的取得

従前NECは、日本でなされた発明にかかわる米国出願の手続きを全件外部の米国特許事務所にアウトソースしていましたが、北米知的資産センタの開設に伴い、一部の出願は当センタが手続きを行うよう、プロセスを改めました。このプロセスの改訂により、一連のプロセスがNECグループ内で一貫して行われるようになり、パテントポートフォリオをより意識した出願がなされるようになりました。北米知的資産センタでは、IT・ネットワーク関連

技術や通信技術などの重要発明をはじめ開設以来延べ1,200件を超える米国出願の手続きが行われています。また、既に数十件の特許出願について、USPTOにより特許性が認められ、特許登録がなされています。

#### (2) 現地法人の知的資産活動支援

日本でなされた発明に留まらず、米国現地法人でなされた発明についても支援しています。例えば、業務の中で生まれたアイデアを出願・権利化すべく、アイデア創出から出願までの一連のフローを策定及び社内規程化したり、現地法人社員に対する知的財産教育を行うなど、現地法人における基盤整備、意識向上を図っています。また、現地法人から出願された特許出願の権利化や現地法人が保有する特許の維持管理や移転についても支援しています。一方、NEC北米研究所ではNEC製品を差別化する先進技術が開発されています。これらグローバル事業展開のための先進技術に関し、NECグループとしてのパテントポートフォリオの整備を意識した知的資産活動の支援をしています。

#### (3) 米国での戦略的活動

NECはLinuxビジネスを推進すべく、米国現地法人であるNECコーポレーション・オブ・アメリカ社を通じて、Linux関連特許の管理会社であるOpen Invention Network (OIN)社に出資しています。北米知的資産センタは、定期的に行われる出資者会合など、NECと連携して積極的にOINの活動に参加しています。一方、NEC北米研究所に属する多くの研究者・技術者が技術標準化団体などに積極的に参加し、自社技術の提案を行うなどの標準化活動を推進しています。NECグループにおける標準必須特許ポートフォリオを強化すべく、このような標準技術にかかわる知的資産活動を支援しています。

以上のように、NECは北米知的資産センタを中心に米国における知的資産活動、特に米国特許の取得活動を積極的に推進しており、今後もその活動を強化していきます。

\*1 USPTOホームページ ([http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/appl\\_yr.htm](http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/appl_yr.htm))

\*2 特許行政年次報告書2009年版

\*3 自国で特許可能と判断された特許出願について外国において簡易な手続で早期審査が受けられる制度で、本制度の有効利用により低コストかつ早期の権利取得が可能

\*4 各企業が持つ知財権をパブリックドメインとして相互利用することで、ソフトウェア間の相互運用性やイノベーションの促進を図る仕組み